

自家発電設備を保有する事業者（電気事業者を除く）の皆様へのお願い

令和3年7月

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課
経済産業省中部経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課

日頃より経済産業行政にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

令和2年度冬季においては、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNG在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生し、自家発電の焚き増し等が必要となりました。

令和3年度冬の電力需給についても、過去10年間で最も厳寒だった時の電力需要を想定した場合、現時点では、東京エリアの電力管内において最低限必要な予備率の確保が非常に厳しい見通しです。政府において追加的な供給力確保に向けた検討、調整を進めているところですが、現段階から万全な備えが必要だと考えています。

東日本大震災後の電力需給ひっ迫時等において、電気事業者以外の自家用の電源の活用が困難であったことを踏まえ、これを有効に活用することができるよう、平成25年の電気事業法改正により、特定自家用電気工作物設置者の届出制度が定められました。非常時に備え、自家発電設備の用途を把握し、特定自家用電気工作物設置者の皆様と確実に連絡が取れるよう、法令に基づく届出を提出いただくことが重要と考えております。

そのため、自家発電設備を保有する事業者様のうち、届出がお済みでない事業者の方がいらっしゃいましたら、急ぎ、届出を行って頂くようお願いいたします。その際、本制度の趣旨に鑑み、担当部署の電話番号、メールアドレス、発電設備の用途（常用・非常用）等の必要情報を漏れなく届け出てください。

届出要件への該非判断基準、届出内容、届出先等の詳細については、資源エネルギー庁の以下のページをご確認ください。

【特定自家用電気工作物設置者の届出義務について】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/003/



※検索エンジンで「特定自家用 エネ庁」と検索していただくと、通常は検索結果上位に表示されます。

また、お手数をおかけいたしますが、届出いただいた方におかれましては、全ての設備について、上記ページの【特定自家用電気工作物設置者への皆様へのお願いにつきまして】の枠内にある様式を用いて、担当者のメールアドレスや電話番号、設備の用途等の情

報を中部経済産業局 電力・ガス事業課宛に、メールにてご提出くださいますようお願いいたします。

【記載例】

以下をご参考にご記入お願いいたします。

届出年月日	名称	住所	電話番号	メールアドレス	その他連絡先に 関する事項 ※必須項目ではありません	供給エリア
2021年7月〇日	株式会社経済産業省	東京都千代田区霞が関1-1-1 経済産業省ビル	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	enecho@meti.go.jp	担当部署：資源エネルギー庁 担当者：〇〇	東京 ※系統接続する際に契約する一般送配電事業者のエリアをご記載ください。（北陸電力送配電→北陸）

発電所等名称	設置場所	原動力の種類	周波数 (Hz)	出力 (kW)	用途（常用・非常用の有無）	逆潮流防止 設備の有無	備考 ※必須項目ではありません
霞が関発電所	東京都千代田区 ※市区町村名までご記載ください。	火力（石油）	60	1200	非常用（インターロック有） ※非常用の場合はインターロックの有無もご記載ください。	有	

ご不明な点があれば、特定自家用電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局又は資源エネルギー庁の以下の窓口までお問い合わせください。

ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

<中部経済産業局>

資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 担当：船登（ふなと）、加藤、笠田

電話：052-951-2797、メール：qchbpbk@meti.go.jp

<資源エネルギー庁>

電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室 担当：村井、涌浦

電話：03-3501-1749、メール：hatsuden-todokede@meti.go.jp